

第431号

いばらき

雇用ニュース

2018年3月



パラボラアンテナと桜とのコラボレーションは誰もが写真を撮りたくなる「さくら宇宙公園」

第17回高萩桜まつり：4／4(水)～4／19(木)まで「(一社)高萩市観光協会」

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

- おもな内容 -

・ 県内の雇用情勢	2
～障害者関係特集～	
・ 精神障害のある従業員が安心して働く現場を訪問しました！	3
・ 平成30年4月1日から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります	4
・ 「障害者就職面接会」（後期）を開催しました！	5
・ 障害者雇用の特例制度に「有限責任事業組合」が加わります！	5
・ 障害者雇用納付金制度の申告申請のご案内	5
・ パート法に沿った雇用管理はできていますか？	6
・ ハローワーク便り（高校生の職場定着・職業意識形成など） （就職内定者向け入社支援セミナー、高校2年生対象「北茨城市・高萩市企業説明会」）	7
・ 茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

県内の雇用情勢

有効求人倍率 1.56倍

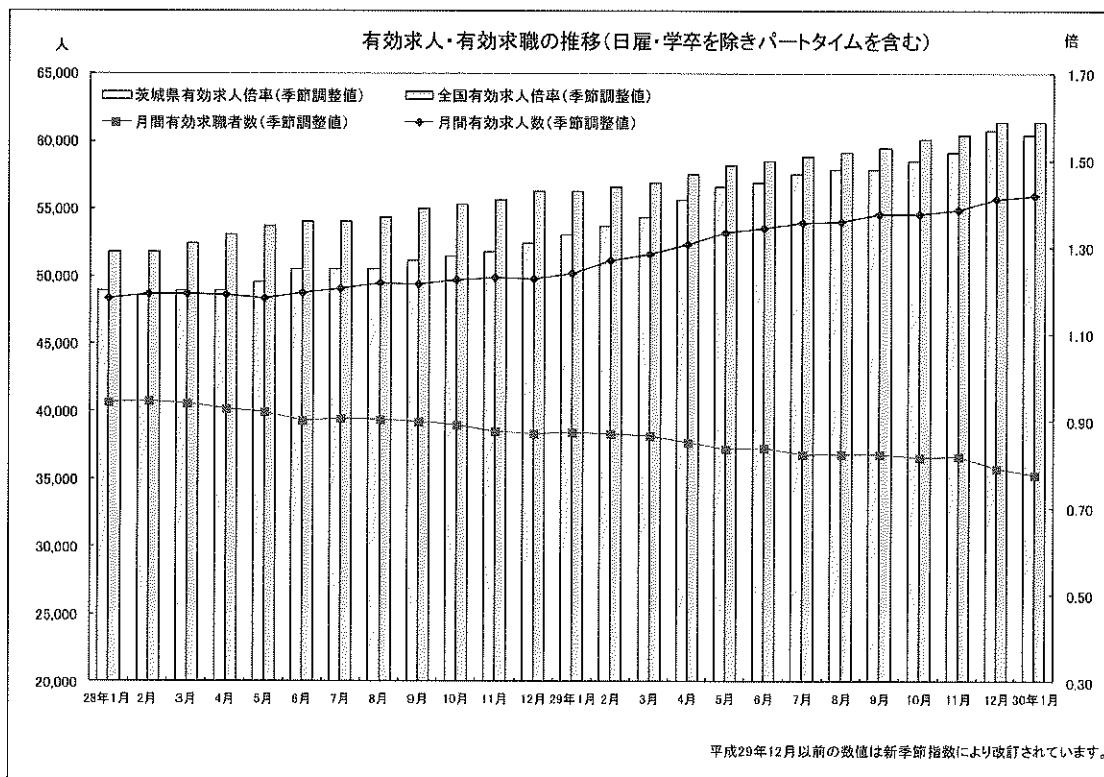
「雇用情勢は、着実に改善が進んでいます」

1 概況

1月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は21,121人で、前年同月と比較して1.1%減と15か月ぶりに減少しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比1.9%の増加、常用的パートタイムの求人は同2.6%の増加となりました。新規求職申込件数は9,115件で、前年同月比12.7%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同12.9%の減少、常用的パートタイムは同12.5%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同18.5%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同6.5%の減少となりました。

有効求人数（原数值）は、54,538人で前年同月比は6.7%増と27か月連続の増加となりました。一方、有効求職者数（原数值）は、32,333人で同7.9%減と54か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.56倍（季節調整値）で、前月を0.01ポイント下回りました。なお、原数值は1.69倍と前年同月を0.23ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は21,121人となり、前年同月比で1.1%減と15か月ぶりに減少しました。

産業別にみると、「情報通信業」（前年同月比16.3%増）、「教育、学習支援業」（同11.8%増）、「医療、福祉」（同10.4%増）などで増加となりましたが、「卸売業、小売業」（前年同月比32.1%減）、「サービス業」（同5.4%減）、「運輸業、郵便業」（同5.4%減）などでは減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比94.4%増）、500～999人（同11.3%減）、300～499人（同20.7%増）、100～299人（同0.7%減）、30～99人（同5.1%減）、29人以下（同0.9%減）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比1.9%の増加となり、常用的パートタイムは同2.6%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は1,858件となり、前年同月比で3.5%減と2か月ぶりに減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は20.4%で、前年同月の18.4%を2.0ポイント上まわりました。雇用保険受給者実人員は6,849人と、前年同月比で3.0%減と52か月連続で減少しました。雇用保険被保険者資格喪失者9,699人のうち事業主都合離職者は351人で、前年同月比で21.5%の減少となりました。また、資格喪失者に占める割合では3.6%（前年同月4.8%）となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は9,115件となり、前年同月比で12.7%減と16か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は67.4%となり、前年同月の67.5%を0.1ポイント下回り、数では前年同月比12.8%の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で32.6%となり、前年同月の32.5%を0.1ポイント上回り、数では前年同月比12.5%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者でみると、新規求職申込件数9,048人のうち34歳以下の若年者の占める割合は32.0%で2,894人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は18.3%で1,652人となりました。

精神障害のある従業員が安心して働く現場を訪問しました！

茨城労働局（局長 西井裕樹）は、本年4月より施行される法定雇用率の引き上げ及び精神障害者の雇用義務化について幅広に周知するとともに、新たに雇用義務化される精神障害者の雇用促進に努めることとしています。今般、その一環として、精神障害者を積極的に雇用するとともに優れた労務管理を行う企業を紹介いたします。また、訪問により収集した取組事例の概要については、茨城労働局HPに掲載しております。

精神障害のある従業員の雇用に関する好事例企業 1

企業名 常南物流サービス㈱	従業員数 約300名
所在地 茨城県取手市	業種 貨物運送取扱業

【管理者からのメッセージ】

本人から話をしてくれるまで待つことや、本人の希望に応じた勤務条件とするなど、徹底してストレスをかけない労務管理を推進。

【雇用状況と業務内容】

平成30年2月時点で精神障害者6名及び知的障害者2名の8名の障害者を雇用しており、5年以上の間、退職者なし。

業務内容：主にユーザーから回収されてきたビールケースや業務用ビール樽の洗浄等

精神障害のある従業員の雇用に関する好事例企業 2

企業名 ㈱カシマ	従業員数 約60名
所在地 茨城県かすみがうら市	業種 製造業

【管理者からのメッセージ】

全ての社員を家族として迎え、コミュニケーションを大切にし、風通しの良い職場づくりを推進。障害のある社員が徐々に能力を発揮してもらえるようなフォローアップ体制を職場にて展開「能力の違いはあっても、全員が平等」共存共栄を大切にしている。

【雇用状況と業務内容】

平成30年2月時点で精神障害者7名及び重度2名含め知的障害者6名を雇用しており、全員が正社員かつフルタイム勤務。

業務内容：格納、ピッキング、プレス、スポット溶接、品質管理、組み付け及び梱包など

《障害者雇用マニュアル等の提供》

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者雇用に関する具体的な雇用事例を業種別・障害別にまとめたマニュアル、事業所が創意・工夫して実践している取組をまとめた事例集等を提供。



<http://www.jeed.or.jp/disability/data/handbook/index.html>

《障害者雇用事例リファレンスサービス》

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者雇用についてさまざまな取組を行っている全国の事業所の事例を機構のホームページで紹介。

<http://www.ref.jeed.or.jp/>



《就労支援機器の貸出し》

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、就労支援機器を、障害者を雇用する事業主や事業主団体に対し、一定期間、無料で貸出しを行っている。

<http://www.kiki.jeed.or.jp/>

平成30年4月1日から 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	⇒ 2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	⇒ 2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	⇒ 2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、

雇入れから3年以内の方 又は

精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

かつ、

平成35年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、

精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

[対象者
1人につき] 0.5→1

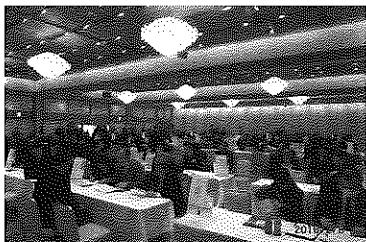
※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合せください

雇用する時	<ul style="list-style-type: none"> ● トライアル雇用助成金 ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。 精神障害者の場合は、平成30年4月から試行雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円） ● 特定求職者雇用開発助成金 ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。
定着に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ● ジョブコーチの派遣 事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の考え方などのアドバイスを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。 ● 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。

「障害者就職面接会」(後期)を開催しました！



県南会場の様子（2月8日）

茨城労働局及び県内各ハローワークは、茨城県と共に「障害者就職面接会」(後期)を2月6日から17日にかけて県内4会場で開催しました。面接会には203社の企業と503人の障害者の方(いずれも延べ数)が参加しました。

平成30年4月1日からの障害者の法定雇用率引き上げ(民間企業:現行2.0%⇒2.2%)の関係もあり、参加企業の採用意欲の高まりを感じられた面接会となりました。茨城労働局及びハローワークでは、茨城県と共同で法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用の促進に関する継続的な指導・援助を行っています。障害者雇用に関するご相談は、最寄りのハローワークにて常時お受けしておりますのでお気軽にお問い合わせください。

障害者雇用の特例制度に「有限責任事業組合」が加わります！

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保(平成30年4月1日から法定雇用率=2.2%)は個々の事業主(企業)ごとに義務付けられています。一方、一定の要件を満たす場合、特例子会社(子会社と親会社との合算)や事業協同組合(組合と組合員である事業主全体で合算)を活用しての特例制度が設けられています。平成30年4月1日より中小事業主の障害者雇用の促進を図る観点から、障害者雇用の特例制度が拡充され、国家戦略特区方式※による「有限責任事業組合」が新たに加わりますので、活用をご検討願います。

※国家戦略特区方式による特例を活用するには、国家戦略特区区域計画の認定を受ける必要があります。

◆問い合わせ先 茨城労働局職業対策課 TEL:029-224-6219

障害者雇用納付金制度の申告申請のご案内

<<対象：常用雇用労働者数が100人を超える事業主の皆様>>

種別	対象期間	申告申請期限	提出方法	納付期限・支給時期
障害者雇用納付金	平成29年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～平成30年5月15日	①送付 ②持参 ③電子申告申請	1 全納の場合 平成30年5月15日まで 2 延納の場合 (第1期) 平成30年5月15日まで (第2期) 平成30年7月31日まで (第3期) 平成30年11月30日まで
障害者雇用調整金				
在宅就業障害者特例調整金				平成30年10月に支給

調整金及び特例調整金は、申請期限を過ぎた申請に対しては支給できませんので、ご注意ください。

◆納付方法 ①銀行窓口 又は ②ペイジー(インターネットバンキング)

障害者雇用納付金制度とは

「障害者雇用納付金制度」は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、事業主から「障害者雇用納付金」を徴収するとともに、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給を行っています。

◆問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 高齢・障害者業務課 TEL:029-300-1215

パート法に沿った雇用管理はできていますか？

パートタイム労働者（短時間労働者）は雇用者全体の約3割を占め、経済活動の重要な役割を担っており、パートタイム労働者の役職者もみられるなど、その働き方は、近年特に多様化・基幹化しています。パートタイム労働法では、パートタイム労働者と正社員の均等・均衡待遇の確保を推進するため、以下の規定を整備しています。

1. 短時間労働者の待遇の原則（第8条）

○パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはなりません。

2. 差別的取扱いの禁止（第9条）

○職務の内容（業務の内容及び責任）、人材活用の仕組みや運用など（人事異動の有無及び範囲）が正社員と同一
*1のパートタイム労働者については、パートタイム労働者であることを理由として、その待遇について、差別的取扱いをしてはなりません。*2

*1「人材活用の仕組みや運用などが正社員と同一」とは、パートタイム労働者が正社員と職務が同一になってから退職するまでの期間において、事業所の人事システムや慣行から判断して同じとなる場合をいい、例えば、パートタイム労働者も正社員も、「転勤」「職務の内容の変更」「配置の変更」が共に「無い」という状態であれば、「同一」と判断されます。

*2 賃金の支給額については、所定労働時間が短いことに基づく合理的な差異や、個人の勤務成績により生じる差異によるものは許容されますが、「家族手当」や「通勤手当」のように、一般的に所定労働時間の長短に関係なく支給されるものについては、正社員と同様に支給する必要があります。

3. 賃金の決定方法（第10条）

○パートタイム労働法第9条に該当しないすべてのパートタイム労働者についても、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験などを勘案し、その賃金（基本給、賞与、役付手当等）を決定するよう努めなければなりません。

4. 教育訓練（第11条）

○正社員と職務内容が同じパートタイム労働者に対しては、正社員に対して実施する教育訓練であって、その正社員が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、当該パートタイム労働者が既にその職務に必要な能力を有している場合を除き、そのパートタイム労働者に対しても実施しなければなりません。

○上記の教育訓練のほか、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力及び経験などに応じ、パートタイム労働法第9条に該当しないすべてのパートタイム労働者に対して教育訓練を実施するよう努めなければなりません。

5. 福利厚生施設（第12条）

○正社員に対して利用の機会を与える福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）については、パートタイム労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければなりません。

☆パートタイム労働法には、その他にも様々な制度が規定されています。

詳しくは「パート労働ポータルサイト」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

<問い合わせ先>茨城労働局雇用環境・均等室(相談・指導部門) ☎029-227-8295

～プラスワン休暇で元気をプラス！！～

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のために、年次有給休暇を計画的に活用しましょう。

茨城労働局では、ゴールデンウィークの「**仕事休もつ化計画**」を推進しています。

茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-227-8294



ハローワーク便り（高校生の職場定着・職業意識形成支援など）

茨城県内の平成30年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況は、95.3%（平成30年1月末現在）となり、平成5年3月卒業者以来の高水準となっております。各ハローワークでは、内定者の職場定着を図るため、内定者向けのセミナー（14校、812名の内定者が参加）や窓口での指導を実施しています。また、進路選択を控えた高校2年生を対象に地元企業への理解促進を図り、地域における就職促進につながるよう、地元企業の担当者から話を聞く「企業説明会」（133社、23校、のべ2,708名の高校2年生などが参加）を開催しています。

平成30年2月に開催した主なイベントをご紹介します！

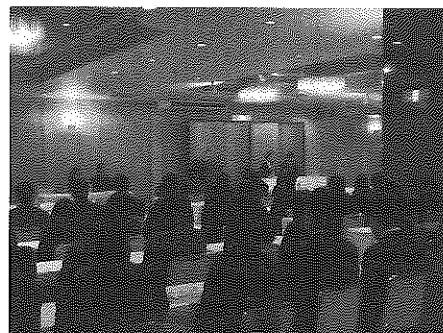
就職内定者向け入社支援セミナー

ハローワーク石岡は、平成30年2月2日（金）、管内高等学校4校の就職内定者を対象に、「入社支援セミナー」を石岡プラザホテルにて開催しました。

就職内定者118名が参加しました。

このセミナーでは、管内企業へ入社された先輩社員による「社会人としてのマナー」、「企業が新規学校卒業者の就職者に期待する事項」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律」等の講話や、ハローワーク石岡の学卒ジョブサポーターによる労働関係法令の基礎知識の付与と早期離職の未然防止等を説明しました。

参加した就職内定者からは、「先輩社員からの体験談を聞くことができ勉強になった。」、「社会人としての自覚や心構えを理解することができた。」、「入社後の自分に役に立つ知識を学ぶことができて良かった。」などと好評でした。

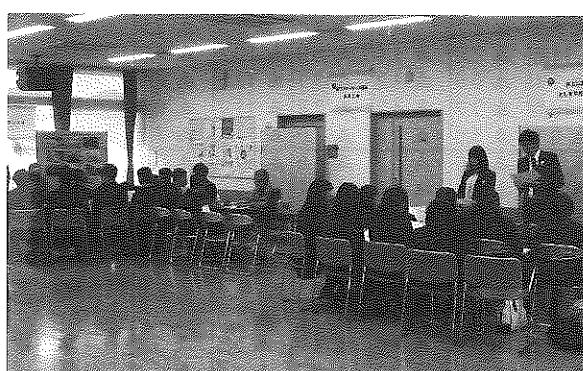


入社支援セミナーの様子

高校2年生対象「北茨城市・高萩市企業説明会」

ハローワーク高萩は、平成30年2月21日（水）及び22日（木）、北茨城市、北茨城市商工会、高萩市、高萩市商工会と共に、高校2年生対象「北茨城市・高萩市企業説明会」を高萩市総合福祉センターにて開催いたしました。

今回の企業説明会は2日間で49社がブースを設け、県内外の高校12校から2年生395人と保護者6人、学校関係者30人が参加しました。



企業説明会の様子

はじめに、入社1~3年目の先輩社員3人が、企業選択の理由や入社試験の準備、仕事のやりがいなどを発表しました。その後、生徒は希望する5社を選んで1回あたり15分の説明を受け、メモを取り質問したりするなど、積極的に情報を集めている姿が印象的でした。企業ブースでもパネルや映像、製品サンプルなどを使って、会社概要や業務内容、福利厚生などを丁寧に説明しました。

開催後のアンケート調査では、企業だけではなく、生徒、保護者、学校関係者からも「ぜひまたこのような貴重な機会を設けてほしい」との声が多く寄せられました。

※ハローワーク日立では日立市、ハローワーク筑西では結城市と連携し、職場見学バスツアーを開催するなど各ハローワークでは積極的に高校生の職業意識形成に努めています。

